

平成31年度 事業計画(案)

社会福祉法人 白い雲の会

I はじめに

当法人が運営する「かしの木学園」は、昭和61年5月に開所し、地域福祉・在宅福祉及び障がい者の自立と社会参加に当施設は地域社会の中で一定の役割を果たしてきている。平成22年4月からは「就労継続支援B型事業」を行う「指定障害者福祉サービス事業者」として、利用者の工賃アップをめざし、人材育成、技術力の向上、製品開発に努めると共に、利用者一人ひとりへの適切な支援に取り組んでいる。

しかし、利用者の高齢化等による課題も含めて熊本県や天草市の「第5期障がい福祉計画」を検討しながら、事業の多機能化へのソフト面の検討をしていく必要があるといえる。

II 基本方針

「障がい者の生きがいと働くことの喜びを通じて、地域社会のなかで当たり前暮らし」

1 中期的経営計画

(1) 施設経営基盤の整備

障がい者の日中活動の場である「就労継続支援B型」事業は、利用料の実績（一日の利用者数の日額）払いや加算方式、規制緩和など取り巻く経営環境は厳しさを増しており、事業体系に係る指定基準及び報酬単価に耐えうるだけの経営基盤の強化・整備が不可欠である。さらに、保護者・利用者の高齢化に向けたグループホーム、生活介護事業等についても、人員や設備、運営に関する基準法の動向や第5期障がい福祉計画に対応できるよう検討していくこととする。

(2) 施設整備（修繕・建替）計画

作業室等の整備を整えてきたが、施設建物や附属設備は開設以来の物も多くあり、順次耐用年数を迎える物や修理を要する物も出てきている。これらについては、順次適切な用途と、積立金が計上できるよう適切な支出を考慮しながら、安定した施設経営になるようにする。

(3) 「就労継続支援B型」事業の推進

就労継続支援B型事業等について、国は障害者優先調達推進法を制定したり、県は工賃アップ研修会をするなどして工賃アップを推進している。本園では、天草市の委託事業を受け、各種販売会、イベント等に出店し販売促進に取り組んでいるが、これまで以上に研修会の成果や生産活動製品の開発、販路先の開拓、収益の確保等について役職員一体となって取り組んでいくこととする。

2 理事会・評議員会の運営

(1) 理事会の役割

「理事会は社会福祉法人の運営管理上の重要事項について、審議議決を行い、理事長等が業務執行を行う際の基本方針の決定を行う重要な機関」と位置づけ、次の事項は理事会の承認を得て事業を行う。

- ① 事業計画・予算及び事業報告・決算
- ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄。
- ③ 定款の変更。
- ④ 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定。

- ⑤ 社会福祉施設の許認可関係及び施設長の任免、その他重要な人事。
- ⑥ 金銭の借入及び基本財産の処分、担保提供等。
- ⑦ 社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更。
- ⑧ 施設用財産に関する契約その他の主要な契約及び寄付金の募集に関する事項。
- ⑨ 社会福祉充実計画の承認。
- ⑩ その他、この法人の業務に関する重要事項。

(2) 評議員会の役割

改正社会福祉法により、評議員会は諮問機関から議決機関として位置づけられた。法人の経営組織のガバナンスの強化が重要視され、役員に対しての牽制機能の発揮、財務会計に係るチェック体制の整備を行う。

なお、次の事項の審議決議を行う。

- ① 理事及び監事の選任又は解任
- ② 理事及び監事の報酬の額
- ③ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- ④ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 残余財産の処分
- ⑦ 基本財産の処分
- ⑧ 社会福祉充実計画の承認
- ⑨ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(3) 理事会・評議員会の開催

- ① 通常理事会は、毎事業年度2回以上。
- ② 臨時理事会は、理事長が必要と認めるとき及び理事長以外の理事から理事長に請求があったとき。
- ③ 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内
- ④ 臨時評議員会は、必要がある場合。

3 資産管理・会計管理

(1) 資産管理

- ① 当法人が所有する資産のうち、法人の存立基礎となる基本財産と、それ以外をすべてその他財産として区分し、これを適正に管理する。
- ② これらの資産を処分し貸与し又は担保に供する場合等は、理事会・評議員会の承認は勿論、所轄庁の承認を得るなどの手続きが必要だが、当面それらの計画はない。

(2) 会計管理

- ① 法人本部及び施設の会計処理は、平成31年度も社会福祉法人新会計基準及び経理規程に基づいた厳正・公正な会計処理に努める。
- ② 予算及び予算の補正等は理事会・評議員会の承認を得て執行し、また決算は監事の監査（5月）を得るなど必要な手続きを経て理事会・評議員会の承認を得るものとする。

4 地域との関係

楠浦町錦島に当施設を開設して以来、施設の第一義的な役割は利用者の支援であるが、地域との交流を進めることは利用者自身にとっても大いに有益なものとなる。そこで、施設が地域に協力したり、ボランティアの受け入れ、学生・生徒・市民の福祉教育、研修に協力するなど、ソフト面からも地域との関係を保っていく。

III 当面する課題と本年度の重点

- (1) 利用者の工賃向上に対応できる生産活動種目、商品開発、販路拡大等を図り、収益を確保するため、役職員一体となって取り組む。
- (2) 情報公開の推進と個人情報の保護等の情報管理の徹底に取り組む。
- (3) 老朽化した建物・設備・備品等の計画的な更新・修理に取り組む。
- (4) 利用者の高齢化に対応して、第5期障がい福祉計画に適切に対応できるよう情報収集と着実な準備に取り組む。

IV 資金計画と経営努力

1 経営努力

利用料の実績（日額）払いや加算方式への転換及び加算取得の基準のアップ、規制緩和など社会福祉事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。さらに、物価の高騰、消費税のアップなどで今まで以上に支出額の増加となっている。そのために、利用者数の増、一日の利用率のアップや各種加算が取れるよう努力して収入増に取り組む。

2 資金計画

施設支援サービスに要する経費は、障害福祉サービス事業等収入（利用料）等で賄うこととするが、法人本部の運営経費は主に寄付金及び利息等で賄うなど、収支予算に基づく堅実な資金運営に努める。

なお、自己負担金が1件50万円程度以上の設備改修、備品類の購入・更新等が必要な場合は、積立金の取り崩しを考慮する。

V 資金収支予算（案） （別紙）